

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年6月19日受付分)

特定非営利活動法人陽育こども未来 Lab.

縦覧期間

令和8年6月19日(金)から
令和8年7月3日(金)まで

特定非営利活動法人陽育こども未来 Lab. 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人陽育こども未来 Lab. という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発達に特性を有する子どもに対する適切な支援環境の整備に寄与することを目的とし、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する。また、専門職員による個別支援、発達支援プログラムの提供、保護者支援、相談支援等を行うとともに、自治体、医療機関、幼稚園、地域団体、大学等と連携した地域支援体制の整備を推進する。さらに、大学との協働により学生の実践的な実習の場を提供し、地域の障害児支援に携わる人材育成にも寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 発達障害に関する講演会、研修会及び普及啓発事業
- (3) 関係機関との連携及び地域ネットワーク構築事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は理事会の承認を得て、入会を認めるものとする。理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	尾崎 慶太
理 事	大平 誠也
同	春木 裕美
監 事	早乙女 勝彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 年会費	0円	120,000円
(2) 賛助会員		
① 年会費	一口 1,000円	一口 15,000円



役員名簿

特定非営利活動法人 陽育こども未来 Lab.

役名	氏名 <small>ふりがな</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おざき けいた		有
	尾崎 慶太		
理事	おおひら せいや		無
	大平 誠也		
理事	はるき ひろみ		無
	春木 裕美		
監事	さおとめ かつひこ		無
	早乙女 勝彦		



設立趣旨書

1 趣旨

1) 設立の趣旨

近年、発達に特性のある子どもに対する「早期発見・早期支援」の重要性が全国的に高まっています。しかし、保護者が気軽に相談できる場所が少なく、支援施設も地域によって偏りがあるなど、子どもたちを受け入れる環境の不足が深刻な課題となっています。私たちは、こうした地域の声に寄り添い、子どもたちとご家族を支える専門的な居場所が必要であると考えました。

2) 設立の経緯

支援のあり方を検討する中で、地域にある安全で衛生的な施設環境（元保育所のスペース）を活用し、そこに教育・研究機関の専門知識や、教職員・学生ボランティアの協力を結びつけることで、質の高い支援が提供できる見通しを得ました。（※この連携は、特定の団体に偏らず中立かつ公平に行います。）この恵まれた環境を活かし、子ども一人ひとりの発達に合わせた専門的な療育や、ご家族の負担を減らすための相談支援を持続的に提供したいと決意いたしました。

3) 申請に至るまでの経過及びNPO法人化の理由

児童発達支援事業を行うには法人格が必須です。私たちは営利（利益）を目的とせず、地域社会に貢献することを第一と考えています。そのため、市民に対して活動や会計の情報を広く公開し、透明性の高い組織運営ができる「特定非営利活動法人（NPO法人）」が最も適していると判断しました。NPO法人となることで、児童発達支援管理責任者などの専門スタッフを安定して雇用でき、学校法人や行政との連携、地域ネットワークへの参加もスムーズになります。これにより、事業の継続性と社会的信用を確かなものにすることができます。

4) 今後の活動について

今後、本法人は特定非営利活動の分野として「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」および「子どもの健全育成を図る活動」を掲げます。具体的には、児童発達支援事業所の開設と運営を中心に、専門職による療育プログラムの提供、保護者支援、地域や大学と協力した研修・交流活動などを幅広く行います。これらの活動を通じて、地域の発達支援体制を強化し、誰もが尊重し合える共生社会の実現に貢献するため、ここに特定非営利活動法人の設立を申請いたします。

2 申請に至るまでの経過

- 2025年10月 有志による事業の検討プロジェクト発足
- 2025年11月 第一回会議において、事業の検討を開始
- 2025年12月 第二回会議において、事業の方向性を協議
- 2026年1月 第三回会議において、法人設立に向けて活動内容等を整理
- 2026年3月 第四回会議において、法人設立に向けて事業内容の選定
- 2026年4月 第五回会議において、法人設立に向けて事業内容の詳細を検討
- 2026年4月 設立総会開催

2026年4月28日

特定非営利活動法人
設立代表者

氏名 尾崎 慶太



2026年度事業計画書

特定非営利活動法人陽育こども未来Lab.

1. 基本方針

発達に特性を有する子ども及び家庭に対して支援活動をより安定的かつ継続的に実施するとともに、地域の関係機関との連携を一層強化し、支援体制の充実を図っていきたいと考えています。特に、本年度においては、子どもへの発達支援活動を基盤としつつ、事業体制の整備、保護者支援および関係機関とのネットワーク構築を重点的に進めていきます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数等	実施場所	受益対象者 及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	発達特性に応じたソーシャルスキルトレーニング (SST) 及び学習支援の実施	週5日	事務所内	利用児童 5名/日	6,300
(2) 発達障害に関する講演会、研修会及び普及啓発事業	発達障害に関する講演会、研修会の開催	通年	尼崎市内	講演会、研修会参加者	220
(3) 関係機関との連携及び地域ネットワーク構築事業	学校・医療・福祉機関とのケース会議参加及び連携調整、地域住民との交流企画	通年	各関係機関	対象児童関係者・地域住民	10

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 年1回 (毎事業年度終了後3か月以内)
- ② 理事会 年1回以上 (必要に応じて随時開催)

(2) 事務局体制

事務局長

事務局スタッフ 1名



2027年度事業計画書

特定非営利活動法人陽育こども未来Lab.

1. 基本方針

発達に特性を有する子ども及び家庭に対して支援活動をより安定的かつ継続的に実施するとともに、地域の関係機関との連携を一層強化し、支援体制の充実を図っていきたいと考えています。特に、本年度においては、子どもへの発達支援事業を基盤としつつ、保護者支援および地域啓発活動の充実を重点的に進めていきます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数等	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	発達特性に応じたソーシャルスキルトレーニング (SST) 及び学習支援の実施	週5日	事務所内	利用児童 7名/日	19,000
(2) 発達障害に関する講演会、研修会及び普及啓発事業	発達障害に関する講演会、研修会の開催	通年	尼崎市内	講演会、研修会参加者	440
(3) 関係機関との連携及び地域ネットワーク構築事業	学校・医療・福祉機関とのケース会議参加及び連携調整、地域住民との交流企画	通年	各関係機関	対象児童関係者・地域住民	20

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 年1回（毎事業年度終了後3か月以内）
- ② 理事会 年1回以上（必要に応じて随時開催）

(2) 事務局体制

事務局長

事務局スタッフ 1名



2026年度活動予算書
 成立の日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		120,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄附金計		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		
事業収益計		0	
4. 事業収益			
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	6,300,000		
発達障害に関する講演会、研修会及び普及啓発事業	220,000		
発達支援に関する調査研究及び情報提供事業	0		
関係機関との連携及び地域ネットワーク構築事業	10,000		
子育て支援施設の運営、及び一時預かり事業	0		
事業収益計		6,530,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
その他収益計		1,000	
経常収益計			6,651,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,000,000		
法定福利費	750,000		
福利厚生費	60,000		
人件費計	5,810,000		
(2) その他経費			
教材費	300,000		
諸謝金	100,000		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	300,000		
地代家賃	1,200,000		
水道光熱水費	300,000		
通信費	60,000		
保険料	100,000		
広報費	300,000		
研修費	50,000		
その他経費計	2,730,000		
事業費計		8,540,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	50,000		
給料手当	285,000		
法定福利費	50,000		
福利厚生費	3,000		
人件費計	388,000		
(2) その他経費			
会議費	40,000		
印刷費	40,000		
旅費交通費	20,000		
通信費	60,000		
消耗品費	100,000		
諸会費	20,000		
支払手数料	20,000		
支払利息	39,000		
その他経費計	339,000		
管理費計		727,000	
経常費用計			9,267,000
当期正味財産増減額			△ 2,616,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			△ 2,616,000



2027年度活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	0	
受取会費計		120,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
受取寄附金計		0
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	
受取助成金計		0
4. 事業収益		
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	19,000,000	
発達障害に関する講演会、研修会及び普及啓発事業	440,000	
発達支援に関する調査研究及び情報提供事業	0	
関係機関との連携及び地域ネットワーク構築事業	20,000	
子育て支援施設の運営、及び一時預かり事業	0	
事業収益計		19,460,000
5. その他収益		
受取利息	2,000	
その他収益計		2,000
経常収益計		19,582,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	10,200,000	
法定福利費	1,600,000	
福利厚生費	60,000	
人件費計		11,860,000
(2)その他経費		
教材費	480,000	
諸謝金	200,000	
旅費交通費	30,000	
消耗品費	450,000	
地代家賃	2,400,000	
水道光熱水費	600,000	
通信費	120,000	
保険料	100,000	
広報費	300,000	
研修費	50,000	
その他経費計		4,730,000
事業費計		16,590,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	50,000	
給料手当	590,000	
法定福利費	89,000	
福利厚生費	3,000	
人件費計		732,000
(2)その他経費		
会議費	50,000	
印刷費	40,000	
旅費交通費	10,000	
通信費	60,000	
消耗品費	80,000	
諸会費	20,000	
支払手数料	40,000	
支払利息	78,000	
その他経費計		378,000
管理費計		1,110,000
経常費用計		17,700,000
当期正味財産増減額		1,882,000
前期繰越正味財産額		△ 2,616,000
次期繰越正味財産額		△ 734,000